

議長  
確認印

総務文教常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 26 年 6 月 10 日 14 : 25 閉会 平成 26 年 6 月 10 日 15 : 20
2 場 所	委員会室
3 出席委員	藤田高志、鈴木茂、鈴木孝則、鈴木幸江、大縄武夫、小林達信、鈴木道男
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	紹介議員 小貫初枝 参考人 上野邦江
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 傍聴者	議員 4 人 一般 1 人
8 付議事件	第 1 請願の審査
9 議事の経過	<p>開会：鈴木茂副委員長 あいさつ：小林委員長 第 1 請願の審査 請願第 1 号 福島県内きこの原木産業の復興を求める請願</p> <p>委員長：請願審査を行う。紹介議員から細部説明を外部の人をお願いしたいと話があった。 事務局：趣旨説明は紹介議員が行うことになる。第三者の発言は参考人質疑という形で行ってはどうか。 委員長：紹介議員の趣旨説明を求める。 紹介議員(小貫議員)：請願を出した事務所の方が傍聴している。後ほど説明をしてもらいたいのので許可願う。請願趣旨を朗読して趣旨説明する。(趣旨説明省略) 委員長：質疑に入る前にお諮りする。紹介議員の答弁に代わって参考人として質疑に参加してもよいか。 大縄委員：今までにない。 委員長：紹介議員の説明不足を補足したいということである。 大縄委員：今の趣旨説明以外に説明があるのか。 委員長：これからの質疑で紹介議員が説明しきれない点を参考人として説明するということである。変則的な方法である。 鈴木孝則委員：紹介議員である以上すべての内容を知っていなければならない。紹介議員が説明することを原則として、どうしてもという場合は参考人として答弁をするということでもやむをえないと思う。 大縄委員：これまでに例がない。皆さんがよいのであれば了解する。 鈴木幸江委員：請願趣旨説明は丁寧に行われていた。検討すべき事項である。 藤田高志委員：すべて参考人に委ねるのはよくない。紹介議員としての責務を果たした上で必要となれば許可することかどうか。</p>

鈴木茂委員：原則紹介議員の説明であるが、やむをえない場合は参考人の発言を求めてもよいと思う。

委員長：小貫議員はこれまでも紹介議員として請願趣旨の質疑に適切に対応できていなかった。今回はその対策としてこのような申し出があったのだろう。質疑に答えられないということがあれば参考人として上野邦江氏を招致し発言を許すことにする。それでよいか。

(異議なし)

委員長：そのように進める。質疑を始める。

鈴木孝則委員：4点ほど質問したい。一点ずつ行う。「基準値をはるかに超えるセシウム濃度」の基準値、また、どのぐらい超えたのか。

紹介議員：分からない。上野さん(参考人)にお願いします。

委員長：上野氏を参考人とし、発言を許す。

参考人：シイタケは100ベクレルが基準。1,000～1,500ベクレルが検出されている。

鈴木孝則委員：洗浄した原木から生産されたシイタケの濃度は。

参考人：100を超えるものが出ている。場所によって違うが200～500ベクレルというように出ている。新聞等でも報道されている。

鈴木孝則委員：1,500～2,000ベクレルの原木から採れるしいたけが200,300ベクレルはありえない。もっと高いはず。

参考人：そのまま栽培していない。低レベルの原木(50ベクレル程度)を使っている。濃度は低いのだが、シイタケの濃度は高いレベルになっている。

鈴木孝則委員：「賠償できないとの回答もあり」と記載しているが賠償されたのもあるということか。

参考人：「賠償できないとの回答があった」ということ。言葉のあやである。

鈴木孝則委員：「山林の機能を維持するためにも・・・」山林の除染方法はどのようにするのか。

参考人：様々な方法がある。専門家ではないのでここでは言及できないが、山林除染の仕方も含めて国県に意見書を上げるという趣旨である。

藤田高志委員：「東京電力へは・・・請求しましたが・・・回答があり、」とあるが、現在収入補償は受けているのか。

参考人：営業損害については個々で請求している。請願者の話だと100%でなく、東京電力の計算方法によって算定されてる。固定費に対しての補償ぐらいで、電力で言う変動費に対しては補償されない。実際営業していれば売上げがなくても様々な経費はかかってしまう。たとえば、光熱水費が変動費とされ補償されないことがある。実際はかかっているのに算定されない。原木の除染のため水を使ったり、擦ったりして洗うのだが、この経費は算定されていない。東電の計算方法だけの補償である。洗浄機械は90万ぐらいする。また、洗浄には人でもかかる。これらの経費も除外されている。さらに、洗浄により色が変わってしまうことがあり返品される原木もある。これらは、湿気を保って保管しているがこれらに要する費用も算定されない。

鈴木幸江委員：3.11後この辺の原木は使えないとして廃棄しているし、原木シイタケ栽培は自主的に廃止されている。今回は自主的に原木を洗浄して栽培しその結果セシウムが出るので補償ということだが、これは通る話なのか疑問である。やってもだめだろうという考えも問題かもしれない

が、実際にはセシウムの半減期は 30 年というように、これだけの期間が必要だということは科学的に認められている。そういう中で最大限努力しているようだが、その努力が悪いとは言わないが、放射能が洗浄によって除去されるとは科学的に無理があると思うがどのような考えで行っているのか。

参考人：洗浄して栽培をしているが、もし、どうせダメだからやらないとなれば、県内産のきのこ原木産業は消滅してしまうと危惧している。もちろん東電の営業補償をもらっておとなしくしていれば、自分の代はそれで食べていけるかもしれない。福島県のシイタケ原木は全国で一番質が高いといわれている。一番良質のしいたけが出るとの定評があった。その産業を 0 にしてしまったら。半減期が終わってからまたはじめようと言っても復活までには何十年かかるか分からない。私たちは、原木産業でこれまで暮らしてきた。これからもこれで食べていく。福島県の原木産業をつないでいくためには努力して除染の技能を高めたり、新たな生産方法を開発することが必要。次世代のためにも。そのために努力している。ほうっておくのも一つの方法であろうが、県の原木を使った産業をなくしてはならないと考えている。

鈴木幸江委員：汚染された原木は洗浄で改善できる見通しがあるのか。

参考人：洗うと下がる。ND までは大変だが、ND であってもシイタケにはセシウムが含まれることがある。洗浄だけではダメである。

大縄委員：請願者は、原木産業の復活に何年ぐらい考えているのか。原発の収束までには 30 年ぐらいかかるだろうと言われている。また、埴の原木シイタケ栽培者はすでにやめている。これから復活しようと思っている人はいないと思うが、何年後を目途に復活しようとしているのか。

参考人：何十年先ということではない。極力近い未来と考えている。きのこ農家は次々とやめている現状がある。一回やめてしまったら二度と立ち上がれない。営業を継続して一刻も早く県のシイタケ産業が復興するようにと願っている。

大縄委員：今の原木はシイタケ栽培には使えないと思う。将来考えると、これから植えて原木を育てるのか、今あるものを利用していくのかどのように考えているか。

参考人：現在ある木も使っていきたい。現状どおりである。福島県ではすべて伐採して新しい木を植えてそれを使おうといっているが、それには何十年もかかる。非現実的ではないかと思う。

鈴木孝則委員：原木のベクレルは 3,000 ぐらいあるとのことだが、いつの調査か。

参考人：事故後記録はずっと採ってある。今日は持ってきていない。

鈴木孝則委員：直近の値はどの程度か。

参考人：本日は持ち合わせていないが、それほど変わっていないと思う。

鈴木孝則委員：変わっていないことはないと思う。半減期からしても少なくとも 6～7 割は減ってもいいはず。数値を高く言って大変なんだとアピールしているように思えるが。

参考人：必要であれば資料を持ってくる。

鈴木孝則委員：食品の基準は 100 ベクレルである。これを高いと思うか。

参考人：個人的であるが。高いと思ってしまう。

鈴木孝則委員：生産者は売のためにやっている。100 ベクレルが高いと思ったら売れるはずがない。アメリカの食品基準は 1,000 ベクレルである。1,000 ベクレルでさえ安全と言っているのに、100 ベクレルが怖いといって、シイタケを食べてくださいとは言えないのではないか。シイタケは売り

たいが、100 ベクレルのものは怖いから買いたくない。では矛盾している。

委員長：質疑からずれてきている。

鈴木幸江委員：除染のため洗浄するという発想はどこから出たのか。自分たちの発想なのか確認したい。汚染された原木の除染として洗浄するという発想がどこから出てきたのか分からない。

参考人：具体的にどこの論文からとったかは分からないが、一般的に汚れているものは洗うということだと思う。汚れを落とす方法は、洗うとか吹き飛ばすか。吹き飛ばすという方法もあるのかもしれない。

鈴木幸江委員：そのことに対して云々言う場所ではない。洗浄することに対して専門家からの指導を受けたのか。

参考人：事故後、洗浄機が発売されている。効果があるから商品化されたのだと思う。

大縄委員：洗浄した汚染水はどうしているのか。

（雑談あり）

鈴木道男委員：請願審査の方法があまりにもおかしいと思う。もう少し、誠意を持って行うべきである。聞いていて納得できない。

参考人：洗浄後の水は処理をしてきれいな水にして流している。

委員長：これで質疑を終わる。

（請願議員、参考人退席）

委員長：討論に移る。

藤田高志委員：採択すべきではない。以前、木質バイオマスに関して汚染された燃料が持ち込まれる云々の話があった。今でもくすぶっている。あえて風評被害の増長につながることをする必要がない。また、生活の補償はされているのだから採択する必要はない。

鈴木孝則委員：質疑において根掘り葉掘り聞いたのは、数日前のツイッターで千葉県のある市議会議員が「福島のしいたけは食うな」といっていた。同じ団体に属すると思われる方の発言である。生産者にはいいことを言って、消費者に向けてもいいことを言っている。私は、イデオロギーが入っているのは嫌いである。本当に生産者のためにやりたいというちゃんとしたものを持って来ればよい。「100 ベクレルは安全だと思う。だから除染をしてシイタケを作っている。みんなに食べてもらいたい」と。これでなかったら「絵に描いた餅」でなく餅になる前の米である。森林除染に対してもやるべきでないと思っている。森林除染は山が荒れてしまう。セシウムの半減期を待つて自然に返すということが国際的手法である。ウクライナでは森林除染はやっていない。これは日本だけのもの。「原木産業従事者を優先的に雇用し」とあるが、自分たちの仕事づくりだけではないかと思われるも仕方がない。もう少し、消費者に対しても、生産者に対しても同じことを言うのであればこの請願に賛同したい。今回は、時期尚早であると思う。

鈴木幸江委員：損害賠償を求めることに異論はないが、科学的根拠も見通しもなく、ただただ放射能をもっと理解すれば洗浄で対応できるのか出来ないのか十分わかるはずだと思う。それを、無駄だとは言わないがもっと科学的に成功率の高いことに対しての補助なり、請願内容であれば通したいと思う。内容が、原木の除染や除染技術の財政支援など、専門的な人ならまだしも、請願者の推測でしかないと思う。請願として妥当なのかと疑問を持つ。

鈴木道男委員：農家の痛みは分かる。洗浄に関し話題になっているが、果樹農家が樹木を一本一本

洗浄しているという。これまで遭遇したことのない状況で皆試行錯誤している。これが特効薬だということはない。今降って湧いたようなことで自分たちが被害者になっている。きのこ産業を復興させようとする思いにはなんら異議を挟むことはない。請願に同調すべきと考える。

委員長：討論を終わる。

委員長：採決を行う。不採択に賛成者の挙手を求める。

(挙手 5)

委員長：挙手多数。この請願は不採択と決定した。

委員長：少数意見はあるか。

(意見なし)

委員長：審査報告書については、別紙のうち「不採択とすべきもの」「趣旨にそいがたい」として報告したい。

(異議なし)

委員長：これで議事を終わる。

副委員長：閉会する。

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務文教常任委員長